

事務連絡
平成21年3月31日

各都道府県定額給付金担当部長
殿
各指定都市定額給付金担当局長

総務省自治行政局定額給付金室長

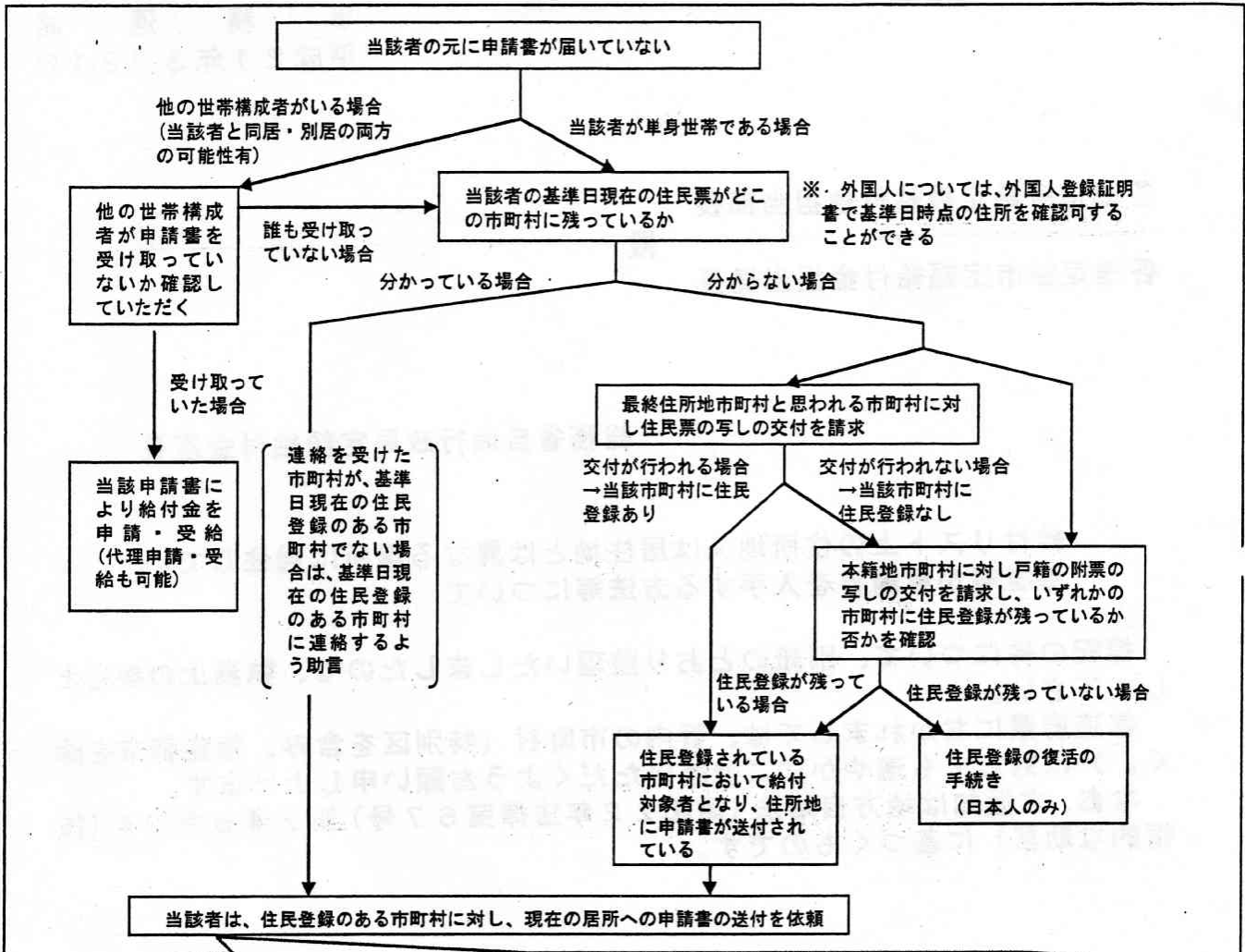
給付リスト上の住所地又は居住地とは異なる場所に居住している者等が申請書を入手する方法等について

標記の件について、別紙のとおり整理いたしましたので、執務上の参考として下さい。

都道府県におかれましては、管内の市町村（特別区を含み、指定都市を除く。）に対しても速やかにご連絡いただくようお願い申し上げます。

なお、本通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4（技術的な助言）に基づくものです。

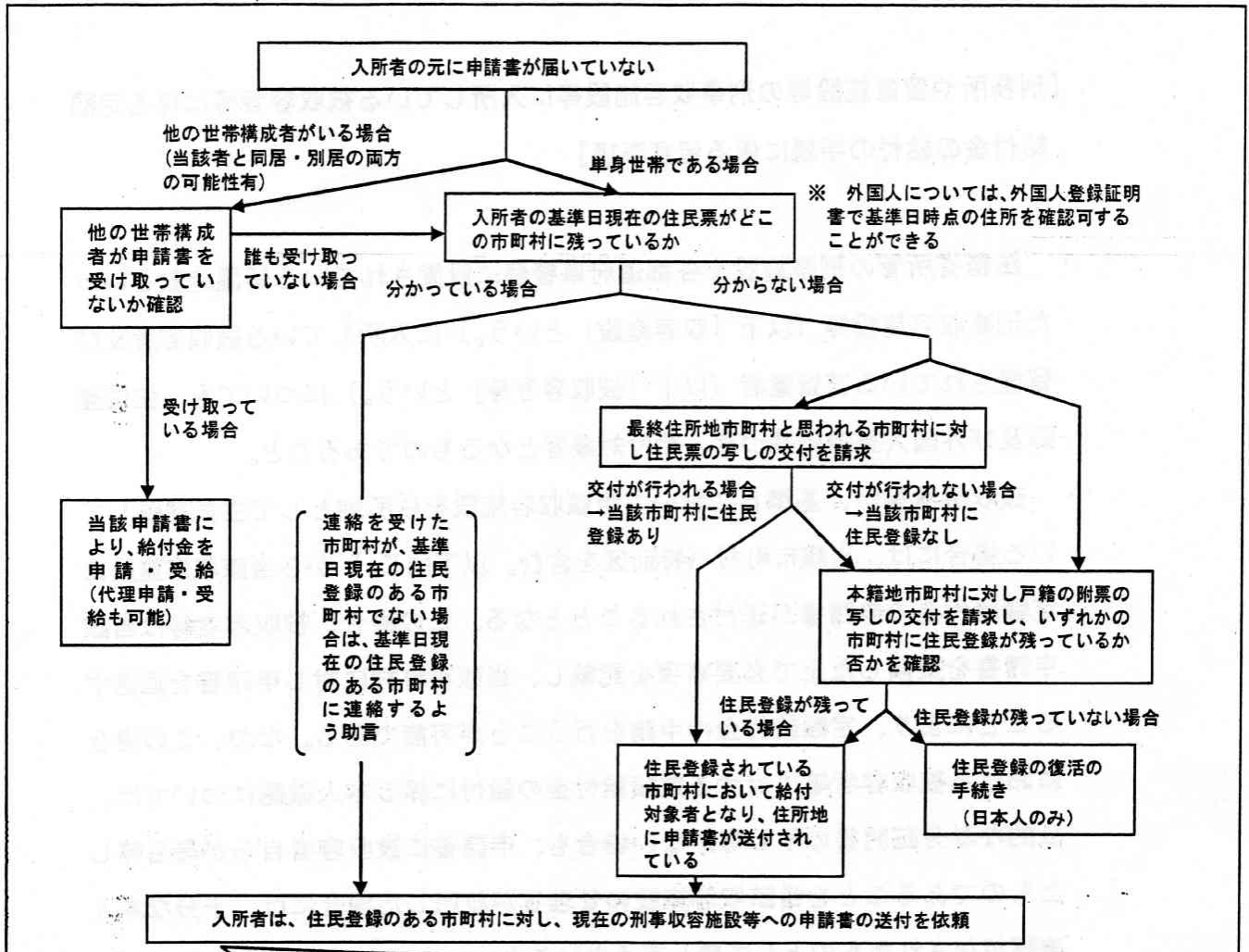
基準日現在の住民基本台帳又は外国人登録原票の情報に基づき作成された給付リスト上の住所地又は居住地とは異なる場所に居住している者等が申請書を入手する方法（フロー図）



※・外国人については、外国人登録証明書で基準日時点の住所を確認することができる

- この場合、依頼を受けた住民登録のある市町村が申請書を送付する手続きとしては、次の(a)又は(b)の方法が想定される。
- (a)が原則と考えられるが、市町村の状況に応じて(b)によることも差し支えない。
- (a) 申請・受給者名や給付額等の個人情報が空白の申請書を、市町村から現在の居所へ送付(別紙①)
- ① 市町村が、申請・受給者から申請書が手元に届いていない旨、電話又は書面により連絡受け
 - ② 上記申請書を送付。申請・受給者は当該申請書に必要な事項を記載の上、市町村に返送
 - ③ 市町村は、申請書の記載事項を確認の上、給付
- ※市町村は、この場合、二重給付防止の旨を記載するとともに、既発送分の申請書(【再発行】印がないもの)を原則無効とし、【再発行】印がある申請書を有効とすることが適当。また、このことについて説明する文書等を当該申請書に同封するなどし、申請・受給者に明示的に伝える(仮に既発送申請書が届いた場合には申請・受給者に確認をすることとする)。(下記(b)④においても同様の扱いとする)
- (b) 申請・受給者名や給付額等の個人情報が記載された申請書を、市町村から現在の居所へ送付(別紙②)
- ※ この場合、市町村は、十分な本人確認をした上で送付することが適当であり、例えば、以下のような手続きをとることが考えられる。
- ① 市町村が、申請・受給者から申請書が手元に届いていない旨、電話又は書面により連絡受け
 - ② 市町村は、送付依頼届(別紙③)を申請・受給者宛に送付
 - ③ 申請・受給者は当該依頼届に必要な事項を記載の上、市町村に返送
 - ④ 市町村は当該依頼届を確認し、現在の居所へ申請書(別紙②)を送付
- ※上記②～④の代わりに、郵便で戸籍謄本を取る場合に準じて、市町村が指示する必要事項を便せん等に記入し、市町村に送付してもらうことも可能(本人確認書類の写し等や第三者による確認等により、本人確認等を確実に行うものとする(別紙③送付依頼届を参考))。
- ⑤ 申請・受給者は申請書に必要な事項を記載の上、市町村に返送
 - ⑥ 市町村は、申請書の記載事項を確認の上、給付
- ◎ 申請・受給者本人による申請を原則とするが、代理人による場合には委任関係を明確にする書類を求めるものとする(平成21年2月4日事務連絡「世帯主以外の者による定額給付金の申請・受給の代理について」に則る)。
- ◎ 市町村は、二重申請・給付の防止のため、(a)又は(b)において送付する各定額給付金申請書が再発行ないしは転送等である旨、明確となるようにすることが適当(例えば、【再発行】印を押すなど)(別紙①及び②参照)。

刑事収容施設等に入所している者で、住民票を当該施設
に異動していないものが申請書入手する方法（フロー図）



※ 外国人については、外国人登録証明書で基準日時点の住所を確認することができる

- この場合、依頼を受けた住民登録のある市町村が申請書を送付する手続きとしては、次の(a)又は(b)の方法が想定される。
(a)が原則と考えられるが、市町村の状況に応じて(b)によることも差し支えない。
- (a) 申請・受給者名や給付額等の個人情報が空白の申請書を、市町村から現在の居所へ送付(別紙①)
→ ① 市町村が、申請・受給者から、申請書が手元に届いていない旨、書面により連絡受け
② 上記申請書を送付。申請・受給者は当該申請書に必要な事項を記載の上、市町村に返送
③ 市町村は、申請書の記載事項を確認の上、給付
※市町村は、この場合、二重給付防止のため、給付リストに再発行を行った旨を記載するとともに、既発送分の申請書(【再発行】印がないもの)を原則無効とし、【再発行】印がある申請書を有効とすることが適当。また、このことについて説明する文書等を当該申請書に同封するなどし、申請・受給者に明示的に伝える(仮に既発送申請書が届いた場合には申請・受給者に確認をすることとする)。(下記(b)④)においても同様の扱いとする)
- (b) 申請・受給者名や給付額等の個人情報が記載された申請書を、市町村から現在の居所へ送付(別紙②)
※ この場合、市町村は、十分な本人確認をした上で送付することが適当であり、例えば、以下のような手続きをとることが考えられる。
→ ① 市町村が、申請・受給者から申請書が手元に届いていない旨、書面により連絡受け
② 市町村は、送付依頼届(別紙③)を申請・受給者宛に送付
③ 申請・受給者は当該依頼届に必要な事項を記載の上、市町村に返送
④ 市町村は当該依頼届を確認し、現在の居所へ申請書(別紙②)を送付
【※上記②～④の代わりに、郵便で戸籍謄本を取る場合に準じて、市町村が指示する必要事項を便せん等に記入し、市町村に送付してもらうことも可能(本人確認書類の写し等や第三者による確認等により、本人確認等を確実にするものとする(別紙③送付依頼届を参考))。】
⑤ 申請・受給者は申請書に必要な事項を記載の上、市町村に返送
⑥ 市町村は、申請書の記載事項を確認の上、給付
- ◎ 申請・受給者本人による申請を原則とするが、代理人による場合には委任関係を明確にする書類を求めものとする(平成21年2月4日事務連絡「世帯主以外の者による定額給付金の申請・受給の代理について」に則る)。
◎ 市町村は、二重申請・給付の防止のため、(a)又は(b)において送付する各定額給付金申請書が再発行ないしは転送等である旨、明確となるようにすることが適当(例えば、【再発行】印を押すなど)(別紙①及び②参照)。
◎ 入所者の本人確認方法については、刑事収容施設等の管理者の証明(様式不問)をもって確認することで差し支えない(給付金の申請においても同様)。

【刑務所や留置施設等の刑事収容施設等に入所している被収容者等に係る定額給付金の給付の手續に係る留意事項】

- ・ 法務省所管の刑事施設や各都道府県警察に設置されている留置施設といった刑事収容施設等（以下「収容施設」という。）に入所している被収容者及び留置されている被留置者（以下「被収容者等」という。）についても、住民登録及び外国人登録に基づき、給付対象者となるものであること。
- ・ 被収容者等が、基準日において当該収容施設を住所地として住民登録している場合には、当該市町村（特別区を含む。以下同じ。）から当該収容施設に定額給付金の申請書が送付されることとなる。この場合、被収容者等は当該申請書を受領した上で必要事項を記載し、当該市町村に対し申請書を返送することにより、定額給付金の申請を行うことが可能である。なお、この場合における被収容者等に対する定額給付金の給付に係る本人確認については、公的な身分証明書の写し等がない場合も、申請書に被収容者自らが署名等したものであることを当該収容施設の管理者が証明した場合には、十分な本人確認がなされたものとして差し支えないこと。
- ・ 一方、被収容者等が、当該収容施設に住居票を異動せず、基準日において元の住所地に住居登録している場合には、元の住所地に申請書が送付されることとなる。この場合において、被収容者等が単身世帯の場合には、当該申請書を受領することが困難であるため、住民登録している市町村に対し、申請書の再発行及び当該収容施設への送付を依頼することにより、当該収容施設において受領することが可能となる。なお、市町村が申請書を当該収容施設に送付するに当たって本人確認を必要としている場合、市町村は当該収容施設の管理者の証明(様式不問)をもって確認することで差し支えないこと。
- ・ また、市町村が定額給付金を現金書留で当該収容施設に送付し、給付する場合には、給付金と領収書とを引き換えることとするため、現金に併せて領収書（別紙 領収証（ひな形を参照のこと。なお、間違い防止のため、市町村はあらかじめ領収証に給付金額を明記したものを同封し送付するものとす

る))と料金受取人払いの返信用封筒を同封の上、領収書に受領した日付及び被収容者等の自筆による署名がなされたものを当該返信用封筒により返送してもらふこととすること(なお、被収容者等が現金書留を受け取ることは可能であり、領収書を確実に返送することができる旨、法務省及び警察庁に確認済み。また、この場合の郵送料金については事務費の対象となるもの)。

・ なお、刑事収容施設等の被収容者等の受給に際しては、次のような事情を踏まえて、例外的に現金書留による給付を行うことも差し支えないものとしたものである点に留意されたい(なお、現金書留封筒の表に朱書きにより「定額給付金 在中」と明記すること。別紙「朱書き封筒」を参照のこと)。

① 刑事収容施設等の被収容者等が定額給付金を受け取る手段として、現金書留以外で受け取ることが困難であること。

② 刑事収容施設等の場合、現金書留封筒を開ける際は当該収容施設の職員が法令の規定により開封し(刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第44条3号)、したがって現金書留の封入額の中身を、当該収容施設の職員が確実に確認することができること(封入額が不足しているというトラブルが発生しないこと)。

③ 定額給付金を受け取った旨の領収書を市町村が確実に受け取ることができること(領収書は支出証拠書類として検査に際し必要となるもの)。

・ また、刑事収容施設等に入所及び留置されている被収容者等の本人確認等に当たっては、法務省及び警察庁から各法務省所管施設及び各都道府県警察あてに必要な便宜を図ること等について周知がなされるところである。

○刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律(平成17年法律第50号)

(金品の検査)

第44条 刑事施設の職員は、次に掲げる金品について、検査を行うことができる。

一 及び二 (略)

三 被収容者に交付するため当該被収容者以外の者が刑事施設に持参し、又は送付した現金及び物品

定額給付金 領収書

私(申請・受給者)は、下記のとおり定額給付金を確かに受け取りいたしました。

平成21年 月 日

〇〇市(区町村)長殿

○ 申請・受給者

ふりがな

(氏名)

○ 受領した金額

定額給付金 領収書

記入例

私(申請・受給者)は、下記のとおり定額給付金を確かに受け取りいたしました。

平成21年 月 日

〇〇市(区町村)長殿

○ 申請・受給者

ふりがな

(氏名)

○ 受領した金額

市町村は、あらかじめ給付金額を記入しておくこと。

¥〇〇, 〇〇〇円

定額給付金申請書 送付 依頼届

私(申請・受給者)は、下記の事由により定額給付金に係る申請書等を受け取っておりませんので、現在の居所である以下の宛先に定額給付金申請書の 送付 をお願いします。

平成21年 月 日

市(区町村)長殿

- 現在の居所: 定額給付金申請書送付先住所・電話番号

(住所)

(電話)

- 申請・受給者

ふりがな

(氏名)

印

- 平成21年2月1日(基準日)現在の住民票記載の住所地

(住民票住所地)

1 申請・受給者が申請書を受け取っていない理由

(受け取っていない理由: 該当する□に✓を入れること)

現在、基準日の住民票記載の住所地に居住せず、下記理由により申請書が受け取れていない。

(イ) 基準日以降に転出

(ロ) 出産・出張等短期不在

(ハ) 病院等入院

(ニ) その他の理由(下記に具体的に記入すること)

※市町村
においてこの
項目を
省略する
ことは可

2 現在の居所、申請・受給者の本人確認 (下記のいずれかより選択し、該当する□に✓を入れること)

本人確認できる公的身分証明書類の写し(現住の居所がわかる書類(写しでも可))を裏面に貼付け

第三者による現住の居所及び本人であることの確認(下記の欄に第三者が記入)

※ ここでいう「第三者」とは、入居等している施設の長(管理者を含む。以下同じ。)、公的機関の長等を指します。

私(上記「第三者」)は、上記申請・受給者がこの依頼届を申請する本人であり、上記の現在の居所に住んでいることを証明します。

なお、市(区町村)からの確認の連絡に応じることを承諾します。

(ふりがな)	(ふりがな)
機 関 名 ・ 役 職 ・ 連 絡 先	氏 名
電話 ()	印

※記名押印にかえて署名することができます。

記載要領

定額給付金申請書 送付 依頼届

私(申請・受給者)は、下記の事由により定額給付金に係る申請書等を受け取っておりませんので、現在の居所である以下の宛先に定額給付金申請書の 送付 をお願いします。

平成21年 5月 20日

〇〇市長殿

〇 現在の居所:定額給付金申請書送付先住所・電話番号
(住所) 東京都〇区〇丁目〇番地〇(電話)〇〇-〇〇-〇〇 / 123 New Gd, Rd. #12 ACT, RI 12 USA

〇 申請・受給者
ふりがな かすみがせき たろう
(氏名) 霞ヶ関 太郎

〇 平成21年2月1日(基準日)現在の住民票記載の住所地
(住民票住所地) 大阪府〇〇市〇〇町〇丁目〇番地〇

1 定額給付金受給対象者(平成21年2月1日(基準日)現在の住民票記載の申請・受給者(世帯主)及び世帯構成員を記入のこと)

(申請・受給者)→

氏名	生年月日	続柄
1 1 ふりがな かすみがせき たろう 霞ヶ関 太郎	明・大(昭)平 〇年〇月〇日	世帯主
2 2 ふりがな かすみがせき はなこ 霞ヶ関 花子	明・大(昭)平 〇年〇月〇日	妻
3 3 ふりがな かすみがせき いちろう 霞ヶ関 一郎	明・大(昭)平 〇年〇月〇日	子
4 4 ふりがな かすみがせき じろう 霞ヶ関 二郎	明・大(昭)平 〇年〇月〇日	子
5 5 ふりがな かすみがせき きぶろう 霞ヶ関 三郎	明・大(昭)平 〇年〇月〇日	子

※世帯構成員の記入欄が足りない場合は、適宜別紙を用いて記入するなどして明らかにし、本届と一緒に返送すること。

※市町村においてこの項目を省略することは可

2 申請・受給者が申請書を受け取っていない理由

(受け取っていない理由:該当する口に✓を入れること)

現在、基準日の住民票記載の住所に居住せず、下記理由により申請書が受け取れていない。
 (イ)基準日以降に転出 (ロ)出産・出張等短期不在 (ハ)病院等入院
 (ニ)その他の理由(下記に具体的に記入すること)

(例) 〇〇のため、〇月〇日から現住所である〇〇に居るため

3 現在の居所、申請・受給者の本人確認 (下記のいずれかより選択し、該当する口に✓を入れること)

本人確認できる公的身分証明書類の写し(現住所の居所がわかる書類(写しても可)を裏面に貼付)
 第三者による現住所及び本人であることの確認(下記の欄に第三者が記入)
 ※ここでいう「第三者」とは、入居等している施設の長(管理者を含む、以下同じ)、公的機関の長等指します。

私(上記「第三者」)は、上記申請・受給者がこの依頼届を申請する本人であり、上記の現在の居所に住んでいることを証明します。なお、市(区町村)からの確認の連絡に応じることを承諾します。

機関名・役職・連絡先 〇〇区立〇〇病院 医師 電話 ××(××)××	氏名 〇〇 〇〇 総務 行政 総務
--	----------------------------

※記名押印にかえて署名することができます。

① 記入時の日付をご記入ください。

② 現住所をご記入ください。
※ご確認のために連絡することもありますので、電話番号も忘れずにご記入ください。

③ 申請・受給者の氏名をご記入ください。
※記名押印にかえて署名することができます。

④ 平成21年2月1日現在(基準日)の住民票記載の住所地をご記入ください。

⑤ 平成21年2月1日(基準日)現在の住民票記載の申請・受給者(世帯主)及び世帯構成員をご記入ください。

⑥ 記入欄が足りない場合には、適宜別紙を用いて、記入ができなかった世帯構成員をご記入のうえ、本届と一緒に返送してください。

⑦ 現在の居所への申請書送付依頼に用います。
※転送の理由に付き、該当する口をチェックを入れ、例にない場合には、(ニ)にチェックの上、具体的な理由をご記入ください。

⑧-1 現住所がわかる書類とは、現住所が記載されている書類(公的機関が発行等した書類)を指します。
例:「公共料金領収証」電気・都市ガス・水道・NTT東日本・NTT西日本の領収に係るものなど。外国に居住する者にあつては、適宜現住所がわかる書類
 ⑧-2 公的身分証明書類の写しを裏面に貼付してください。

⑨ 第三者による現住所及び本人であることの確認は、申請・受給者が病院等に入院しているなど、現住所を客観的に証明できる書類が手元にないような場合などに用います。
なお、この場合には、第三者に対して、市町村から確認の連絡をさせていただくことがあります。